

中部運輸局自動車交通部

令和8年3月17日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 福井運輸支局 輸送・監査担当

加藤、荒井 TEL 0776-34-1601

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：福岡急送 株式会社（代表者：福岡 時彦）

住所：福井県吉田郡永平寺町法寺岡8号3-1

営業所：本社営業所（福井県吉田郡永平寺町東古市第2号23番地1）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和8年3月17日

処分内容：① 車両使用停止処分240日車  
（2両を120日間の使用停止）

② 文書警告

③ 輸送の安全確保命令

3. 監査端緒

行政処分による事業の改善を命じ、事業の改善確認監査を実施したが、事業の改善が確認されなかったことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を変更していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）

- (2) 認可を受けないで、乗務員の休憩のための施設を変更していた。  
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)
- (3) 届出を行わず、主たる事務所の位置を変更していた。  
(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)
- (4) 届出を行わず、中部運輸局長が指定する区域内に営業所の位置を変更していた。  
(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)
- (5) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (6) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヵ月点検)を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (7) 事業用自動車の点検整備記録簿を保存していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (8) 整備管理者の研修を受講させていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)
- (9) 点呼の記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (10) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (11) 運転者等台帳を作成していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (12) 運転者に対する指導監督の記録を保存していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (13) 運行管理者の講習を受講させていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)

(14) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 24点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 24点